

第七次
三股町行政改革大綱(素案)

令和2年 月
宮崎県三股町

目 次

第1章 改革の必要性	1
1. これまでの取組	
2. 社会情勢と本町の財政状況	
3. 改革継続の必要性	
第2章 基本方針	5
1. 改革の基本的な考え方	
2. 具体的な取組	
(1) 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上	
(2) 効率的・効果的な行政運営	
第3章 行政改革の推進	7
1. 推進期間	
2. 進行管理	
第4章 実施計画	8
1. 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上	
(1) 協働のまちづくりの推進	
(2) 町民サービスの向上	
(3) 情報管理の徹底と情報公開の推進	
(4) 人材育成の推進・確保	
2. 効率的・効果的な行政運営	
(1) 健全な財政運営	
(2) 町有施設の適正な運営	
(3) 効率的・効果的な組織及び業務の運営	
(4) 定員、人員管理及び給与の適正化	

第1章 改革の必要性

1. これまでの取組

本町はこれまで、社会情勢の変革に伴い、昭和61年度を初年度とする第一次行政改革を皮切りに、数回にわたる「行政改革大綱」を策定しながら、「事務・事業の再編・整理、廃止・統合」「民間委託等の推進」「組織・機構の見直し」「定員管理及び給与の適正化」「健全な財政運営の確立」など、時代に即応した行政運営に努めてきました。

大きな分岐点として、合併特例法により平成の大合併が推し進められる中、北諸県郡で唯一の単独町政の道を選択し、平成16年度を『行政改革元年』として再スタートを切りました。

区 分	実施期間	改 革 の 概 要
第一次行政改革	昭和61年度～	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の見直し・ 組織・機構の簡素・合理化・ 給与の適正化・ 定員管理の適正化・ 民間委託・OA化等事務改善の推進・ 公民館等公共施設の設置及び管理運営の合理化
第二次行政改革	平成7年度 ～ 平成10年度	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の見直し・ 時代に即応した組織・機構の見直し・ 定員管理及び給与の適正化の推進・ 行政の情報化の推進・ 会館等公共施設の設置及び管理運営・ 行政改革の進行管理
第三次行政改革	平成11年度 ～ 平成15年度	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の見直し・ 時代に即応した組織・機構の見直し・ 定員管理及び給与の適正化・ 行政の情報化推進・ 公正の確保と透明性の向上・ 会館等公共施設の設置及び管理運営・ 公共工事関係・ 行政改革大綱の進行管理
第四次行政改革	平成16年度 ～ 平成20年度	<ul style="list-style-type: none">・ 事務事業の見直し・ 組織・機構の見直し・ 定員管理及び給与の適正化・ 健全な行政運営の確立・ 行政の情報化推進・ 住民参加の促進と開かれた町政の推進・ 行政改革大綱の推進期間と進行管理

区 分	実施期間	改 革 の 概 要
集中改革プラン	平成 17 年度 ～ 平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 ・ 民間委託等の推進 ・ 組織・機構の見直し ・ 定員管理及び給与の適正化 ・ 健全な行政運営の確立 ・ 行政の情報化推進 ・ 住民参加の促進と開かれた町政の推進 ・ 経費節減等の財政効果
第五次行政改革	平成 22 年度 ～ 平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の参画と協働の推進 ・ 元気なまちづくりの推進 ・ 組織・機構の見直し ・ 便利で分かりやすいサービスの提供 ・ 自主財源の確保 ・ 歳出抑制に向けた事務事業の整理・合理化 ・ 職員の意識改革と人材育成の推進
第六次行政改革	平成 27 年度 ～ 平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働のまちづくりの推進 ・ 町民サービスの向上 ・ 情報公開の推進 ・ 人材育成の推進・確保 ・ 健全な財政運営 ・ 町有施設の適正な運営 ・ 組織・機構の見直し ・ 定員、人事管理及び給与の適正化

2. 社会情勢と本町の財政状況

近年の自治体を取り巻く環境は、国、地方を通じた財政状況の悪化、少子高齢化の進行、人口・経済・文化などの東京一極集中、地方分権の進展など、大きくかつ急激に変化しています。

本町は、恵まれた立地条件や豊かな自然環境、良好な居住環境などにより、人口が増加してきましたが、国全体においてはすでに人口減少時代に入り、今後加速度的に進んでいくことが見込まれており、近い将来、本町においても人口減少やそれに伴う地域活力が失われていくと予想されています(表1、2)。

このような中、国においては、人口急減・超高齢化に的確に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するために、地方創生に取り組んでおり、本町においても、将来予想される人口減少や地域経済の縮小を克服し、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくために、令和2年度を初年度とする

「第2期三股町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

本町の財政状況は、これまでの財政健全化の取組により健全な状況にはあるものの、歳入は町税収の伸び悩みや地方交付税の減額など、財源の確保が厳しくなる一方で、歳出は義務的経費である社会保障関係経費（扶助費）が右肩上がりに増加しています(表3、4)。

また、町有施設の老朽化に伴う大規模な改修改築の発生が予想されており、このままでは財政の硬直化が進み、少子高齢化対策や雇用創出対策など多種多様化する町民ニーズすべてを行政が対応することが難しくなっています。

表1. 三股町の人口推計

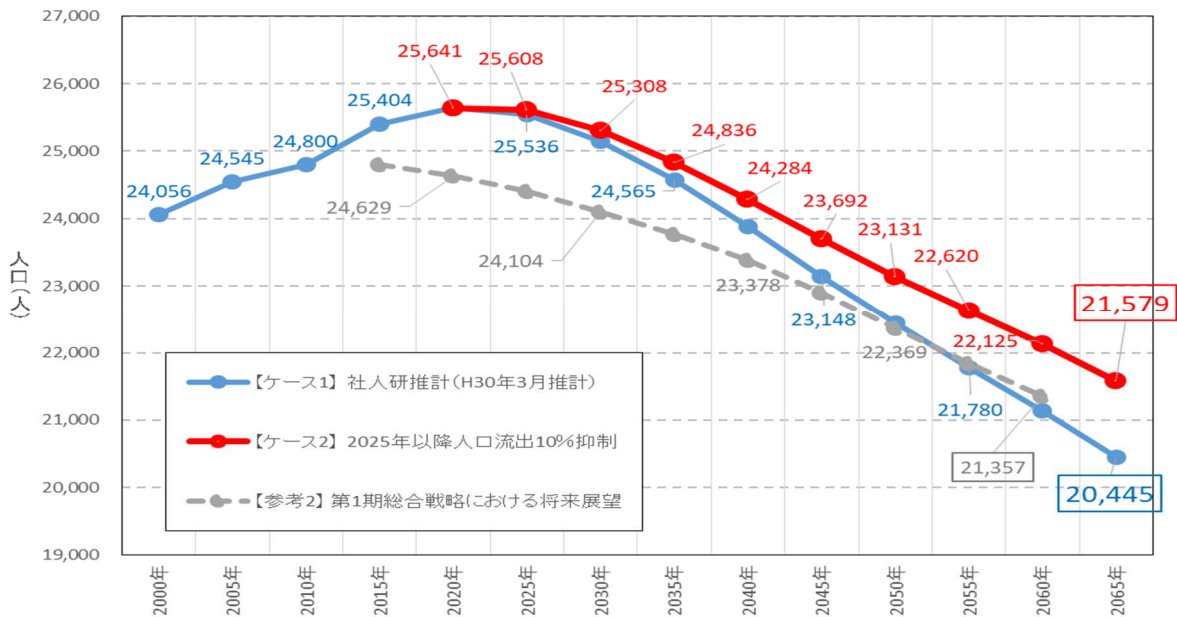


表2. 三股町の年齢別人口の推移

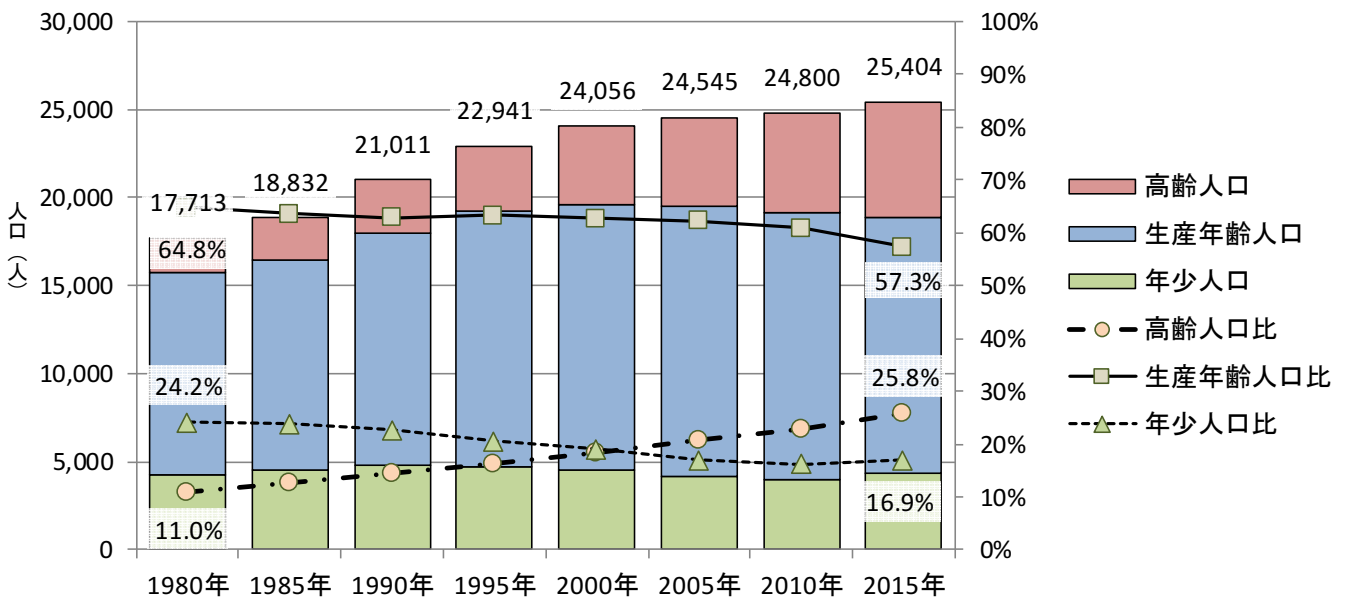


表3. 歳入状況の推移

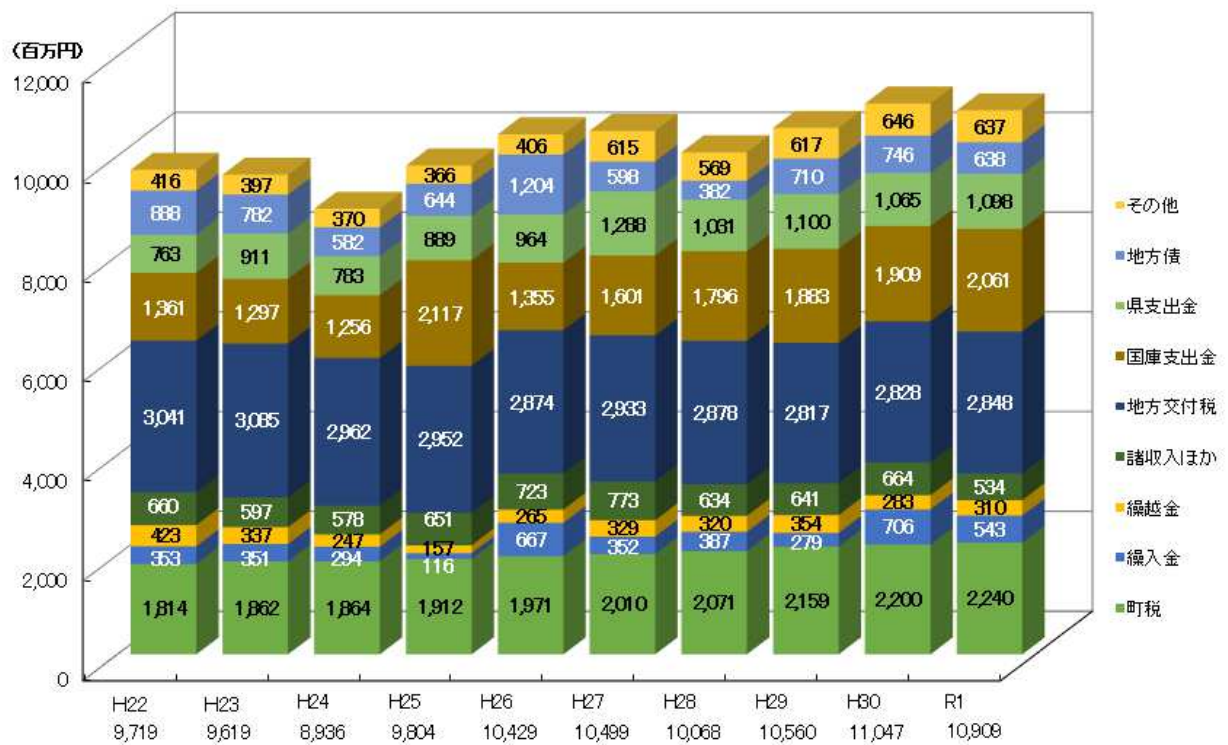
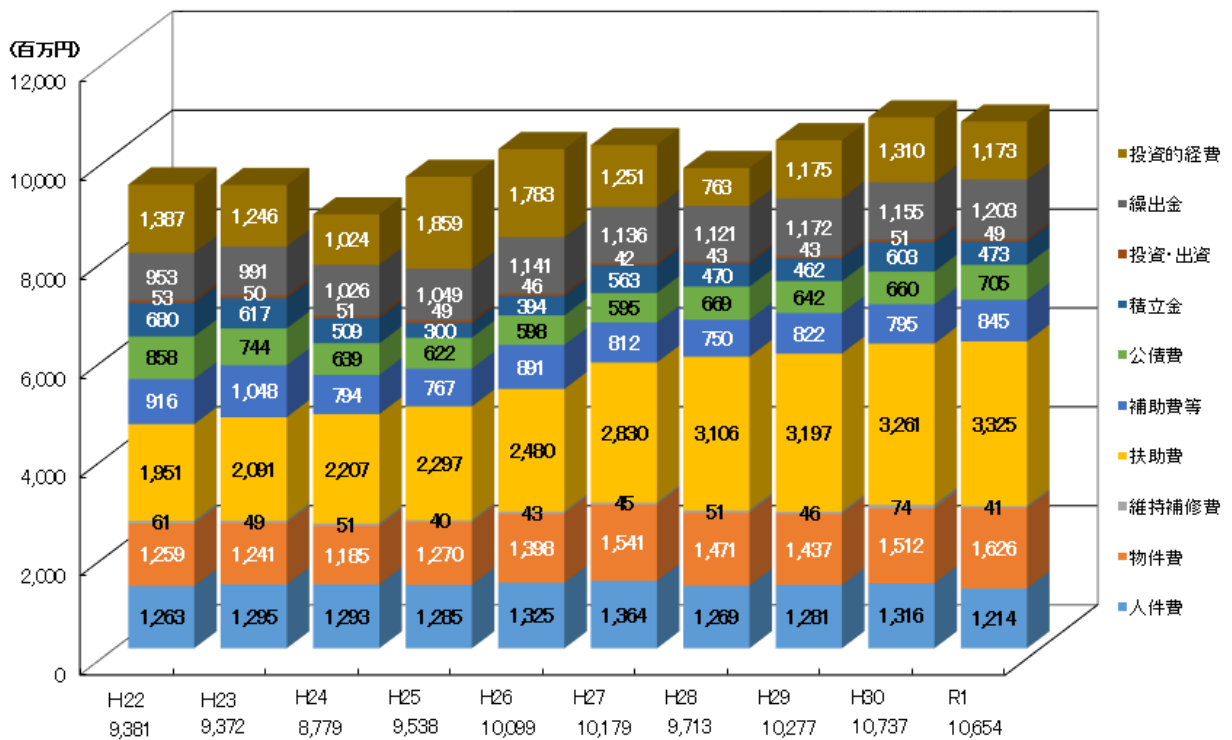


表4. 歳出状況の推移（性質別歳出決算額の推移）



3. 改革継続の必要性

- (1) このような大変厳しい社会経済状況の中で、本町が今後とも、住民に真に必要な行政サービスを提供しつづけ、活力ある町政を継続していくためには、時代の流れを的確に捉え、将来を見据えた地域経営が担えるよう、引き続き改革に取り組んでいく必要があります。
- (2) 住民活動を担う団体の育成や活動を支援する仕組みを進め、町民との協働体制を確立するとともに、行政情報を積極的に公開することにより、公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

以上のことから、令和2年3月で推進期間が終了する現「第六次三股町行政改革大綱」での基本的な考え方や取組を引き継ぎ、本町のあるべき姿を見据え、時代に即した取組を進める上での新たな指針として、ここに「第七次三股町行政改革大綱」として策定することとします。

第2章 基本方針

1. 改革の基本的な考え方

これまでの改革により経費削減や人員削減など行政のスリム化に一定の成果を挙げてきており、引き続き適正に推進していく必要がありますが、今後は、限られた予算や人材などを有機的に結びつけ、迅速性、的確性、実効性を追求し、町民の満足度を高める町民の視点に立った質の高い行政サービスを向上させていくことを主眼とした取組を進めていきます。

現在の厳しい財政状況など急激な環境の変化に対応するには、日頃からコスト削減の意識を高めながら、ムダを最大限に省くことは言うまでもありません。

しかしながら、単にコスト削減のみを目指すのではなく、2015年に国際連合が掲げた持続可能な開発目標の「SDGs」(*1)を原動力にした地方創生により、町民がより暮らしやすい「豊かなまち」と「豊かなところ」を次の世代に繋いでいきます。

そのために、施策の集中と選択を断行しながら、町の将来像『自立と協働で創る元気なまち三股』の実現に向けた更なる行財政基盤の確立を目指してまいります。

(*1) SDGs : 2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するため、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

2. 具体的な取組

(1) 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上

- ① 行政と町民との役割を明確にし、行政と町民がともに考え行動する協働を基本とした町民主役のまちづくりを推進します。
- ② 来庁者の適切な対応、要望・意見などへの迅速な処理を行うため、事務の簡素化や処理時間の短縮を図るなど、窓口改善・サービス向上を行います。
- ③ 情報管理を徹底するとともに、町民に行政情報を積極的に提供します。
- ④ 職員資質の向上を図るための研修などや人事交流などを通して、多様化・高度化する町民ニーズに即応できる人材の育成を図ります。

(2) 効率的・効果的な行政運営

- ① 町税等徴収対策の強化、ふるさと納税の推進、国県等の補助制度の活用などにより、健全な財政運営に努めます。
- ② 公共施設等総合管理計画に基づき、町有施設の統廃合や計画的な修繕など適正な管理に努めます。
- ③ 新たな行政課題や多様化する町民ニーズに的確に対応する組織運営を目指すとともに、AI (*2)・RPA (*3) 等の技術の活用により業務の効率化を図りながら、働き方改革 (*4)、ワーク・ライフ・バランス (*5) を推進します。
- ④ 社会情勢を見極めながら、定員管理の適正化と給与制度の適正な運用を行います。

(*2) AI：人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。

(*3) RPA：パソコンを使った定型作業を、AI などの技術を備えたソフトウェアのロボットが代行・自動化する概念をいう。

(*4) 働き方改革：長時間労働の是正、正規・非正規の不合理な処遇差の解消多様な働き方の実現を柱とした労働環境を大きく見直す取組のこと。

(*5) ワーク・ライフ・バランス：働くすべての人が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。

第3章 行政改革の推進

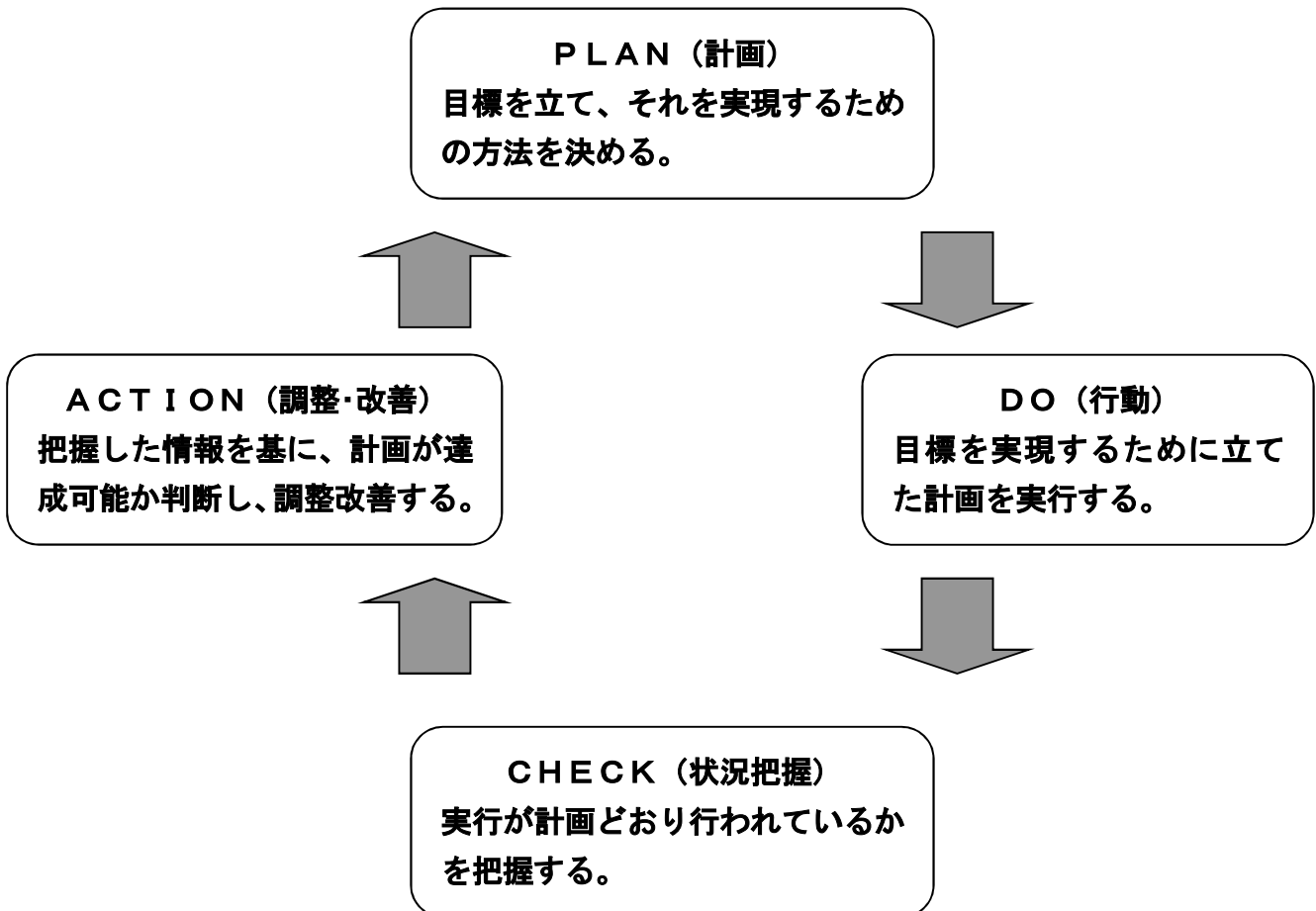
1. 推進期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2. 進行管理

行政改革大綱を進めるに当たっては、PDCAサイクルにより着実な推進を行います。関係各課において、各部門別の計画や方針に定める目標を達成するため、職員一人ひとりが自主的、主体的に進行管理に努めるとともに、町長を本部長とする三股町行政改革推進本部において、全庁的な進行管理を行っていきます。

また、進捗状況を公表する際には、可能な限り数量的な実績も示しながら、町民に分かりやすい内容としていきます。



第4章 実施計画

基本方針に基づき、具体的に改革を実施していくに当たって、次の項目を柱とし、27の推進項目に取り組んでいきます。

1. 町民の視点に立った質の高い行政サービスの向上

(1) 協働のまちづくりの推進

1	地域コミュニティの強化
2	各種計画策定時の意見等の広聴
3	審議会・委員会等の多様な人材の登用

(2) 町民サービスの向上

4	窓口サービスの充実
5	接遇の向上
6	積極的な権限委譲への取組
7	民間委託・指定管理者制度の推進

(3) 情報管理の徹底と情報公開の推進

8	公文書等の管理方法の見直し
9	ホームページ等による町政情報の積極的提供
10	個人情報保護制度の適正な運用

(4) 人材育成の推進・確保

11	人材育成・人事交流の推進
12	職員研修制度の充実

2. 効率的・効果的な行政運営

(1) 健全な財政運営

13	財政健全化の推進
14	町税等徴収対策強化
15	ふるさと納税の推進
16	国県等の補助金の積極的活用
17	公有財産の計画的処分
18	補助金の見直し・縮減
19	事務事業の外部評価制度の推進

(2) 町有施設の適正な運営

20	町施設の長寿命化と計画的な修繕
21	受益者負担の適正化

(3) 効率的・効果的な組織及び業務の運営

22	効率的で分かりやすい組織機構の確立
23	業務効率を高める次世代ツールの活用
24	働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進

(4) 定員、人事管理及び給与の適正化

25	給与制度の適正運用
26	適正な人員、人事管理の実施
27	多様な任用形態による人材の活用